

560

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
-----			1 1 1	3 8 0
(前年からの繰越額)			4 1	3 8 0
(本年の収入額)			7 0	0 0 0
支 出 総 額				
-----			4 8	6 3 6
翌年への繰越額			6 2	7 4 4

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額	十億	百万	千	円
-----				0
員 数				人
-----				0

(2) 寄 附										
ア 寄附（イを除く。）の区分		金 額						備 考		
			十億		百万		千		円	
	(ア) 個人からの寄附					7	0	0	0	0
	[うち特定寄附]								0	
	(イ) 法人その他の団体からの寄附								0	
	(ウ) 政治団体からの寄附								0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)						7	0	0	0	0
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]									0	
イ 政党匿名寄附									0	
合 計 (ア + イ)						7	0	0	0	0

(その7)

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額							年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
山口 薫		十		百万		千	円	6.3.1	山梨県上野原市上野原1863番地	上野原市議会議員	
この頁の小計						7	0	0	0	0	
その他の寄附										0	
合 計						7	0	0	0	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表									
項 目		金 額						備 考	
		十億	百万	千			円		
1 経常経費									
(1) 人件費							0		
(2) 光熱水費							0		
(3) 備品・消耗品費					12	39	0		
(4) 事務所費							0		
小 計					12	39	0		
2 政治活動費									
(1) 組織活動費					36	24	6		
(2) 選挙関係費							0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費							0	ア～エの計	
ア 機関紙誌の発行事業費							0		
イ 宣伝事業費							0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費							0		
エ その他の事業費							0		
(4) 調査研究費							0		
(5) 寄附・交付金							0		
(6) その他の経費							0		
小 計					36	24	6		
合 計					48	63	6		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分 組織活動費 (組織対象費)			
支出の目的	金 額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億		百万		千	円				
この頁の小計											
その他の支出					3	6	2	4	6		
合 計					3	6	2	4	6		

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資 産 等 の 総 括 表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

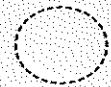
令和 7 年 2 月 20 日

政治団体の名称 山口かおる後援会

会計責任者の氏名 山口雅人



（解散時のみ）
代表者の氏名



※氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。